

地域活動への支援制度一覧

神戸市では地域団体のみなさんの様々な活動についていろいろな支援を行っています。
神戸市の地域活動への支援制度についてご紹介しますので、ご活用ください。

神戸市のホームページでもご覧いただけます。（『地域活動への支援制度』で検索してください。）

平成23年4月現在

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
1. 地域活動を進めるために				
出前トーク	地域のグループの会合へ、市の担当職員が出席し、市政情報をわかりやすくお伝えし、意見交換を行い、まちづくりについてともに考える	市内在住・在勤・在学の概ね20人以上のグループ（政治・宗教・営利を目的とした催しを除く）	市政の説明1時間、意見交換30分の概ね1時間30分 テーマ集から希望する日の2週間前に申し込む。無料。会場費は利用者（主催者）負担	市民参画推進局広聴課 322-5174
地域集会所新築等補助	自治会、町内会などの自治組織が集会所を建設・整備する場合に、建設費（用地費、建物撤去費等を除く）の一部を助成する	(1) 地域の自治組織が設置および運営し、住民福祉のために利用する施設 (2) 会議や集会に必要な施設を備えている (3) 組織の加入者の同意がある (4) 建設等の工事費が15万円以上 (5) 当該年度末までに完了する整備 (6) 会議及び集会に必要な設備を備えている (7) 建築基準法その他の法令に適合するもの	・補助率 2/3 （バリアフリー化は3/4） ・限度額 新築・建物購入 1,200万円 増改築 600万円 修繕 300万円 バリアフリー化 225万円 （新築、増改築に併せて実施する場合に上乗せで補助）	市民参画推進局地域力強化推進課 322-5170 各区まちづくり（推進）課 （8ページ参照）
広報掲示板の設置等補助	自治会、町内会などの自治組織が広報掲示板の設置等を行う場合に、経費の一部を助成する	自治会、町内会などの自治組織	各区で内容が異なりますので、詳しくは各区まちづくり（推進）課まで	各区まちづくり（推進）課 （8ページ参照）
パートナーシップ活動助成	他の支援制度の枠組みを超えた取り組みで、その初動期の取り組みを支援することで、市民と市民・市民と市の協働を進め、地域の力を高めていく	地域組織・NPO・実行組織など（営利を追求することを主目的とする団体・暴力団関連団体を除く）	市民が自ら企画・提案・実施するよりよい地域づくりのための活動（地域課題の解決や地域の活性化につながる活動）について、市民から募集し、公開の提案会、審査会を経て助成を行う	協働と参画のプラットフォーム 321-3921
地域提案型活動助成	地域での課題解決のために地域で実施していく活動について活動経費の一部を助成する	活動を実施する団体	各区で内容が異なりますので、詳しくは各区まちづくり（推進・支援）課まで	各区まちづくり（推進・支援）課 （8ページ参照）
地域コミュニティ基礎講座	自治組織の新任役員を対象に、地域活動を行ううえで基礎的な知識を習得してもらうことで、自治組織の地域活動を支援する	自治組織の新任役員	自治組織に関する講義、ワークショップ実施、その他	市民参画推進局地域力強化推進課 322-5170
NPO等育成アドバイザー派遣事業	組織運営・経営に関する課題について、自ら課題解決に意欲的なNPO等に対して、NPOの活動目的・内容を熟知したアドバイザーを派遣し、各団体の実情に応じた適切な指導を行うことにより、それぞれの課題を解決する手法を探るとともに、その取り組みを通じて組織基盤の育成・強化を図る	神戸市内に事務所を置くNPO法人・任意団体、地域団体（自治会等）	NPO等団体の活動目的・内容等を熟知したアドバイザーを団体に派遣し、各団体の実情・課題に応じた適切な指導を行うことにより、課題の解決とともに、その取り組みを通じて組織基盤の育成・強化を図ることを目指す団体を支援する	協働と参画のプラットフォーム 321-3921

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
こうべUDサポーターによるユニバーサルデザイン出前学習会	地域活動をされている方々を対象にユニバーサルデザインについての関心・理解を深めていただき、日常の活動・生活に活かしていただく	市内在住・在勤・在学の概ね10人以上のグループ（政治・宗教・営利を目的とした催しを除く）	「こうべUDサポーター」と呼ばれる市民講師がより身近な事例などを紹介し、わかりやすく講演します。 ・UD基礎講座 40～100分程度、ワークショップ等も開催可能（事前打ち合わせ要） ・開催2週間前に問い合わせ先まで申込 ・無料（ただし、会場費は利用者負担）	保健福祉局総務部計画調整課 322-6243
老人クラブへの補助	高齢者の生きがいと健康づくりのために、自主的に組織し運営する老人クラブの活動に対して助成する	おおむね60歳以上で、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する30人以上の会員で組織する老人クラブ	結成補助金 結成時 10,000 円 運営補助金 年額 63,600 円 活動補助金 年額 会員数に応じ、年額38,000円～ 116,400円	保健福祉局高齢福祉課 322-5223
ふる里一誇事業（里づくり支援事業）	地域住民の多くが参加し、地域の特色を活かし、誇りを持って取り組む事業として支援する	里づくり協議会等	里づくりイベントの推進、都市農村交流活動の推進、農作物等のブランド化の推進等	産業振興局農政計画課 322-5353
こうべまちづくり学校	様々なまちづくりの情報を、わかりやすく提供し、まちづくりについて総合的に学び、考えることのできる場を提供することで身近なまちづくりについて関心をもっていただく	市民一般	①基礎講座（5回、5～6月） 神戸のまちの成り立ちや安全・安心のまちづくり、市内各地域のまちづくりの取り組みなどまちづくりに関する基礎的なことを学びます ②専修講座（全7コース 各3～6回、9月～1月） 地域活動の知恵、防災・防犯、まちなみ、まちづくりなど、いくつかのコースにわかれて、それぞれの分野についてより詳しくまちづくりについて学びます	こうべまちづくりセンター 361-4523
まちづくり活動助成	住環境の保全や改善、良好なまちなみ形成など市街地の計画的な整備を推進する地元組織の活動費、まちづくり計画策定経費等の一部を助成し、まちづくりを促進する	まちづくり協議会等	まちづくり活動に要する経費の一部を助成 ①構想・計画作成 ②まちづくりニュース等の発行 ③会議、ワークショップの開催 ④アンケート調査 等	都市計画総局まち再生推進課 322-5483 各区まちづくり（推進）課 （8ページ参照）
まちづくり専門家派遣	まちづくり協議会等が、まちづくり構想等の作成や住環境の維持・改善をしていくためのルールづくりを行う場合などに、まちづくりアドバイザー・まちづくりコンサルタントを派遣し、技術的・専門的な支援を行う	まちづくり協議会等	こうべまちづくりセンター内に設置された「こうべすまい・まちづくり人材センター」に登録した専門家を地域の実情に応じて派遣し、まちづくり活動を支援する ①まちづくりアドバイザー派遣 これからまちづくりを考えようとする地域の方々に対し、まちづくりや建築物の共同化・協調化等に関する講演、アドバイスを行う ②まちづくりコンサルタント派遣 まちづくり活動を行うまちづくり協議会等に対して、まちづくり方針や構想・計画の作成、建築物の共同化・協調化などの基本計画や事業計画の作成などを支援するために、専門家を派遣	都市計画総局まち再生推進課 322-5483 各区まちづくり（推進）課 （8ページ参照）
KOBEまなびすとネット 生涯学習市民講師登録制度	市民相互が気軽に学びあい、教えあう生涯学習社会づくりを進める	神戸市内に活動拠点を置く5人以上のグループ、サークル等の団体または学校	豊富な知識・経験、優れた技術や技能をボランティア活動をして教える市民を登録、紹介する ※交通費として、1回3,000円必要	神戸市生涯学習支援センター（コムスタこうべ） 251-4732

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
2. 安全で安心なまちづくりのために				
違法駐車等追放推進地域活動助成	違法駐車等が特に多く、市民運動の盛り上がりが見られる地域からの申請に基づき、違法駐車等追放推進地域に指定するとともに、資材の提供その他必要な助成を行い、住民運動を支援し違法駐車を防止を図る	違法駐車等追放推進地域	①活動経費の助成 ②活動に必要な資材の提供	各区まちづくり（支援）課 （8ページ参照）
消費者学級活動助成	社会経済環境の変化や規制緩和の進展に伴い、消費者には確かな知識や判断力を身につけ適切に行動することが求められていることから、消費者としての自立を図る	消費者によって自主的に組織された15人以上の神戸市民で構成されたグループで、消費生活や暮らしに関する学習活動を年間6回以上かつ12時間以上行うこと	消費生活に関する問題を自主的に学習するグループを「消費者学級」として運営を支援する	市民参画推進局消費生活課 322-5185
くらしのいきいきトーク	悪質商法による被害を未然に防ぐため、また、くらしに役立つ身近な事柄について学習していただくため、専門の講師の派遣を無料で行う	概ね15人以上のグループ	・月～金曜日（祝日は除く）9時～16時の間 ・約1時間（30分～90分でご希望の時間に合わせます） ・神戸市消費者協会より派遣 ・講師謝礼等は一切不要 ・会場（場所）の確保をお願いします ・毎月15日締め切り	市民参画推進局消費生活課 322-5185
「くらしに役立つ消費生活講座」講師派遣	消費者教育の必要性の高まりに対応するため、「神戸コンシューマー・スクール」を開校し、ここで養成した消費者問題の専門家（消費生活マスター）を学校や地域への講師として派遣し、消費者問題について最新情報を届ける	概ね15人以上のグループ	講師テーマ例（ご要望をお聞きして、プログラムを構成） ・高齢者が悪質商法の被害にあわないために ・製品の安全 ・住宅リフォームに関するトラブルなど ・有償 ※無償派遣制度あり	市民参画推進局消費生活課 322-5185
青少年育成地域活動の充実	地域ぐるみでの青少年の健全育成及び青少年を取り巻く環境の整備	地区青少年育成協議会（11地区：事務局 各区まちづくり課又はまちづくり支援課）	目的を達成するため、以下に掲げる事業を行っている ①青少年育成活動に関する総合的な施策を企画立案し、さらにその効果的な実施に必要な関係機関相互のネットワークの形成を図ること ②青少年が自立できる環境づくりの推進、並びに青少年を非行等からまもる環境づくりの促進を図ること ③その他地区青少年育成協議会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	市民参画推進局青少年課 322-5182
	青少年育成委員を構成員とする青少協支部において、地域ぐるみでの青少年の健全育成と非行防止に取り組む	青少年育成協議会支部	目的を達成するため、以下に掲げる事業を行っている ①家庭への啓発活動 ②地域ぐるみの健全育成活動 ③有害環境浄化活動 詳細については、地区により異なる	各区まちづくり（支援）課 （8ページ参照）

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
地域による青少年の居場所づくり事業	青少年の居場所として、青少年の自主的な活動をより活性化させる	地域で、青少年の健全育成を目的に、主として地域住民で組織され、継続的な活動を行っている青少年育成団体、青少年団体	以下のような事業を実施する団体に対して助成を行う ①青少年のコミュニケーションの場の運営 おしゃべり広場、青少年とのふれあい喫茶、スポーツ広場など ②青少年のサークル活動の支援 音楽活動、ボランティア活動、野外活動、農業体験活動、空き店舗を活用した経営体験など ③青少年によるイベントの企画運営の支援 音楽イベントの青少年による実行委員会など ④青少年が主体として活動する異世代との交流事業 中高生による小学生を対象とした昔遊び塾、大人と青少年のフォーラムなど	市民参画推進局青少年課 322-5182
青少年の情報活用能力育成事業	今後ますますパソコンや携帯電話などの普及が進んでいくなかで、これらのメディアが持つ利便性と危険性を子どもと大人の双方が認識し、正しい活用能力（メディアリテラシー）を養ってもらう	地域で、青少年の健全育成を目的に、主として地域住民で組織され、継続的な活動を行っている青少年育成団体	携帯電話をはじめとするメディアの正しい利用方法や課題についての学習会や講演会などの事業を実施する団体へ助成する	市民参画推進局青少年課 322-5182
ふれあいのまちづくり助成	地域での住民相互の助け合いを支援するため、ふれあいのまちづくり協議会が主体的に取り組む福祉、環境、防災、教育等、さまざまな分野における地域活動について、その経費の一部を助成する	ふれあいのまちづくり協議会が実施する様々な地域活動 (1)福祉意識を高める事業 (2)仲間づくりを進める事業 (3)住民相互の生活支援事業 (4)その他、地域からの提案による分野を問わない活動（提案型活動）	①福祉意識を高める事業（講習・学習会開催や福祉施設等との交流など）…回数に応じて 年5,000～20,000円 ②仲間づくりを進める事業（障害者との交流、ふれあいサロン、子育てサークルなど）…回数に応じて 年3,000～36,000円 ③住民相互の生活支援事業（地域デイサービス、地域リハビリ、家事援助サービスなど）…1回につき250～3,000円 運営補助として30,000円 運営補助併せ年60,000～66,000円以内 ④地域の課題改善や地域特性を生かした活動で区が特に必要と認めた事業…200,000円以内	各区まちづくり（支援）課 （8ページ参照）
ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会活動助成	ひとりぐらし高齢者にふれあい交流の場を提供するとともに、地域コミュニティへの参加を促し閉じこもりや地域での孤立を防ぐ	65歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に、定期的（月1回以上）に給食会活動を実施する地域の福祉活動団体やボランティア団体	地域福祉センターや地域の集会所などで定期的に給食会を開催するグループに対し、各区社会福祉協議会を通じて必要な活動経費の一部を助成する	各区社会福祉協議会 （8ページ参照）
ひとりぐらし高齢者友愛訪問活動助成	ひとりぐらし高齢者の福祉増進と地域住民の連帯感を高めるために、ひとりぐらし高齢者の安否の確認や話し相手など友愛訪問活動を行うボランティアグループに対し、必要な活動経費の一部を助成する	地区民生委員児童委員協議会を範囲として、原則5人以上、5人以上が困難な場合は3人以上の友愛訪問ボランティアで構成され、3人以上の概ね65歳以上のひとりぐらし高齢者を週1回以上訪問するグループで、区社協が認めたもの	地区民生委員児童委員協議会、友愛訪問活動グループに対し、必要な活動経費の一部を助成する	各区社会福祉協議会 （8ページ参照）

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
子ども会活動助成	地域の子どもの育成と活動の支援を図り、児童の健全育成に資するため、子ども会に対して助成する	(1)同一地域において20人以上の就学前3年～中学生により構成され、地域内の全児童を対象に活動している子ども会であること (2)子ども会を支援する地域住民が参加した育成組織が確立されていること (3)適格な指導者又は育成者によって継続的な活動が期待できること (4)区子ども会連合会に単位子ども会として結成届を提出し、区子ども会連合会に加入していること (5)全国子ども会安全会への加入、またはそれと同等の保険(共済)制度に加入していること	<単位子ども会に対する補助> 助成額(年額) 新規結成助成額 1単位5,000円と子ども会の会旗1組 単位活動助成 20人～29人 20,000円 30人～49人 27,000円 50人～99人 35,000円 100人～199人 48,000円 200人以上 61,000円 モデル子ども会活動助成 1単位30,000円	神戸市子ども会連合会 366-3774 各区まちづくり(支援)課 (8ページ参照)
子育てコミュニティ育成事業	児童館施設を地域に開放することを推進し、児童館施設を活用した日祝日開放や行事を実施することにより、地域における子育てコミュニティづくりを推進する	開放委員会(自治会・婦人会・老人クラブ等地域団体の代表者・子ども会・青少年育成協議会の代表者・民生委員児童委員・主任児童委員で構成する)	委託費(年額) 開放委員会配分 1児童館当たり 100,000円	保健福祉局子育て支援部児童育成係 322-5210
母子健康づくりグループ支援事業	核家族化や少子化などにより、育児の孤立化が懸念される中、母子の心身両面の健康保持・増進のために、地域での支援体制の強化を推進する	妊婦及び乳幼児とその保護者からなる育児グループ・サークル	親子遊び、健康や育児のための各種プログラム、保健師等による活動支援(指導・助言・意見交換)を通じた仲間づくり	各区子育て支援係 (8ページ参照)
介護予防リーダー育成・地域支援事業	地域において介護予防の自主的な取り組みをすすめるためのリーダー育成・活動を支援する	ふれあいのまちづくり協議会等	介護予防や健康づくりに取り組む地域団体等を対象に介護予防リーダーを育成。そのリーダー活動を継続的に支援することにより、地域において高齢者が顔なじみの仲間とともに介護予防の取り組みを続けられる自主活動の場の確保と高齢者の心身機能の低下防止・維持向上を図るために、研修会・連絡会・専門職の巡回相談等を実施する	保健福祉局健康づくり支援課 322-6517
健康こうべ21市民推進員制度	個人の健康づくりにとどまらず、家族や仲間、地域、職域での健康づくりの輪を広げ、積極的に健康づくりに取り組む市民を増やすとともに、「新・健康こうべ21」の普及啓発を図る	市内在住、在勤、在学等の者で、家庭、地域、学校・園、職域等で健康づくりに取り組まれている方	地域での健康啓発活動に継続的に取り組めるよう、講演会や地域での健康づくりイベントの情報を提供するとともに、自主的な健康づくりグループ活動等の支援を行う	保健福祉局地域保健課 322-6511
私道の街灯助成	夜間の交通安全と防犯を目的に、昭和39年度より市民と市が協力して行っている「光のまち神戸」運動の一環として、私道の街灯の新設・取替・維持管理経費の一部を助成する	自治会・管理組合等の地域団体で設置及び管理しており、かつ道路を照明している街灯(ただし、広告灯など営業用に供している街灯は除く等の基準あり)	助成額(年間1灯あたり) ①電気料金・電球代の年間経費 2,000円 ②灯具(かさ・器具)等の新設・取替経費 助成率2/3以内 限度額 2,400円 (32W灯具の新設・取替経費 助成率2/3以内 限度額6,000円) ③支柱の新設・取替経費 助成率1/2以内 限度額20,000円	建設局道路部管理課 322-5381

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
灯かりのいえなみ協定アドバイザー派遣	地域が主体となって「灯かりのいえなみ協定」を締結することで、夜間における防犯対策や美しい夜間景観形成に取り組む	「灯かりのいえなみ協定」を締結しようとする地域の市民団体等	「灯かりのいえなみ協定」を締結しようとする市民団体等に対して、専門的助言・相談支援業務を行うアドバイザーを派遣する	都市計画総局 建築安全課 322-5612
すまいるネット出前講座	悪質訪問販売被害などの、すまいに関するトラブルの事前防止	婦人会、老人クラブ等が実施する「ふれあい昼食会」など地域の会合	すまいるネットの職員が地域の会合に出かけて、すまいに関する情報提供を行う 所要時間は既存の会合にあわせ、10分程度からの実施が可能 テーマは 1. 悪質訪問販売にご注意！ 2. すまいのリフォーム など、 時間・テーマ等ご相談します	すまいの安心 支援センター 222-0186
神戸市防災福祉コミュニティ育成事業	地域において自主防災活動を実施する、防災福祉コミュニティに対して、その組織の運営や活動を支援する	防災福祉コミュニティ（自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、消防団等）	防災福祉コミュニティが結成されると、結成の翌年度から運営活動費・提案型活動費を助成する	消防局予防課 322-8510
3. 美しいまちづくりのために				
美緑花重点スポット美化活動助成	市が設定する重点スポット（不特定多数の人が往来する公共的な場所）において住民団体が実施する継続的な美化活動を助成することにより、美しい魅力あふれるまちの実現を目指す	市内の自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会その他の地域住民団体等（構成世帯又は構成員の数が概ね20世帯又は20人以上の団体）で、原則年4回以上の美化活動を実施すること	市が設定する重点スポット（不特定多数の人が往来する公共的な場所）において住民団体が実施する美化活動に対する助成	環境局地球環境課 322-5313
私道舗装等助成制度	私道対策については、「用地寄付による公道化」を基本として私道の公道化を進めているが、用地の関係や構造上の問題などで公道化できない私道の整備を促進するため、地元で舗装工事等を行う場合に、標準工事費の2/3（下水道が敷設されている場合で市が認めた場合は5/6）を助成する	私道舗装等の工事を実施する地元	助成の対象は、①私道の舗装、②側溝の整備、③私橋の整備、④危険防止施設の設置 原則として次の基準を満たすこと (ア)道路幅員が1.5mであること (イ)不特定多数に利用されていること (ウ)地主の了解があること及び関係住民が舗装等の要望をしていること (エ)道路ができてから3年以上経過していること (オ)再助成の場合、前回の助成後10年以上経過していること	建設局道路部 管理課 322-5382
道路愛護地域活動事業（道路愛護団体）	市内の道路において、清掃・草刈り等の道路愛護活動を継続的に行っている市民団体に対し、報償金を支給する	道路愛護活動を行うための市民団体で、継続的に活動を行っている団体	市内の道路の清掃・草刈り・不法投棄物の回収・その他簡易な道路の維持・補修活動を行っている市民団体に対し、報償金を支給する	建設局道路部 管理課 322-5385
はり紙、はり札、立看板除却事業	道路又は道路占用物件等に違法に貼られ、設置されることにより、道路交通の障害となりまちの美観を損ねている、はり紙等の除却を自主的に行う場合、活動を支援する	はり紙等の除去を行うことが適当と思われる地域団体で市長と協定を締結した団体	お住まいの地域で、はり紙等の除却を行っていただく	建設局道路部 管理課 322-5385
まちの美緑花ボランティア	身近な公共空間である公園を愛着を持ってお世話していただくとともに、活動を通じて地域コミュニティ形成の場として活用していただく	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア団体、NPO、企業等	管理をお願いする公園の面積、選別作業の内容に応じて、活動の一部費用として助成金を支給する	建設局各建設事務所 (8ページ参照)

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
市民公園制度	地元住民が管理者となり、神社仏閣の境内地や遊休地等都市空間を公園的に利用する	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等	①施設助成 フェンス・遊具等の供与 ②管理助成 管理に要する費用を助成	建設局各建設事務所 (8ページ参照)
市民花壇制度	公園・街路・広場・空地などを活用し、市民が自主的に花壇を設置し育成・管理することにより、地域の環境美化とコミュニティづくりに役立てる	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、緑化を目的としたボランティア団体など	①花壇育成管理費用の一部助成 年額15,000円 (ただし、新規承認年度は承認時期に応じて15,000円上限) ②花苗の一部助成 年3回計720株上限	建設局各建設事務所 (8ページ参照)
緑と花の市民協定	地域や中低層住宅にお住まいの方々が花やみどりを育てるための協定を結び、相当の区間・区域の土地等において飾花・緑花を進める取り組みを支援する	地域で緑や花を育てることを目的とする団体(自治会・管理組合・その他任意団体でも可)	①苗木又は草花等の助成 1戸あたり年間1回程度 ②連絡助成金の交付 1協定あたり年間10,000円	建設局公園砂防部緑地課 322-5427
県民まちなみ緑化事業	都市地域においてより一層の防災上の向上や環境改善を図るために県民が実施する緑化活動に対して助成を行う	地域団体・NPO等(構成員が10人以上)	地域が行う苗木植栽、緑地整備等	建設局公園砂防部緑地課 322-5427
ふれあい市民緑地	市街地やその周辺にある樹林等において、土地所有者の協力のもとに、市民団体が樹林の手入れなどの里山活動を行うことにより市街地にある緑地の保全育成を図る	神戸市内にある団体に限る。3年以上継続して活動すること。土地所有者の了解を得られること等	市は、里山活動の場を求めている市民団体と、樹林の維持管理に困っている土地所有者との仲介や調整を行い、市民公園制度に基づく「ふれあい市民緑地」の認定や、市民団体への助成等を行う	建設局公園砂防部計画課 322-5424
河川愛護活動に対する報奨金	河川愛護団体が行う河川愛護活動を支援し、市民の河川愛護思想の普及高揚を図る	河川愛護団体(神戸市河川愛護要綱に基づき河川愛護団体結成届を受理した団体)	河川美化活動の実績に応じて、一団体あたり基本額30,000円及び作業延長に応じた加算額5,000円~40,000円を助成。 ただし、兵庫県河川愛護アドプト事業による支援を受けている団体については、同事業による河川美化清掃活動に対する支援が行われない場合に限り、報奨金を支給	建設局下水道河川部河川課 322-5466
景観形成助成	景観形成市民団体等が行う景観形成の取り組みを支援し、魅力ある都市景観の形成を図る	景観形成市民団体等	都市景観の形成に資する建築物や外構の修景整備など	都市計画総局計画部まちのデザイン室 322-5484
4. 環境にやさしいまちづくりのために				
エコタウンまちづくり	循環型社会の実現をめざして、市民のみなさんが主役となって積極的に環境にやさしい行動を選択しながら生活していくまち(エコタウン)づくりに、取り組む地域を支援する	概ね小学校区を活動範囲として、既に活発な活動をしている地域団体(ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、自治会、NPO等)で、エコタウン活動に関する広報紙を年1回以上発行し、活動範囲の全戸に配布すること	①基本必須メニューの広報活動の実施 ②市が提案する取組メニュー(又は地域が独自に企画する環境にやさしい取組み)の実施 これらのエコタウン活動に対し、市は活動へのアドバイスや情報提供のほか、活動に応じて一定の助成を行う	環境局地球環境課 322-6427

名称	目的	対象・要件	内容	問い合わせ先
市民の水辺保全事業	水辺を中心とした水環境とのふれあいを通じて、市民のみなさんが自然に関心を持ったり環境問題を考えるきっかけづくりを行う	一般市民、水辺団体、NPO、学校	市内における環境保全活動の充実と連携の強化を図るため、昭和56年より「神戸市市民の水辺連絡会」を結成し、団体間の情報交換等を行う連絡会議（年1回）の開催や、市民に対して市内清掃活動への参加を呼びかける「一斉清掃活動」の実施、水辺をテーマとした子どもたちへの環境教育や地域の環境保全活動を支援するための「水辺教室」開催にかかる資材提供等	環境局地球環境課 322-6678
市民による里山保全活動の支援	活動団体との情報交換を密接に行いながら、市民のみなさんの里山保全活動を支援し、活動の幅を広げていく	市内の里山の維持管理活動及び普及・啓発活動を主たる目的としている団体	①里山保全活動団体への情報提供や機材貸出等の支援 ②立ち上げ期の団体に対する活動助成	環境局地球環境課 322-6678
資源集団回収活動助成制度	古新聞などの古紙類をリサイクルのために回収する地域団体に対して助成を行い、市民主体のリサイクル活動を促進する	自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会、その他地域団体（要登録）	・回収方式：回収品目…助成金額（回収量1kgあたり） 拠点回収方式：古紙3品（新聞、雑誌がみ、段ボール）…2円 拠点回収方式：その他（牛乳パック、古着・古布など）…3円 各戸回収方式：古紙3品（新聞、雑誌がみ、段ボール）…1円 ・回収回数が月1回以下の登録団体が、拠点回収方式を月1回以上追加することにより、月2回以上の回収とした場合…助成額10,000円 ・新規登録団体が、月2回以上（うち1回以上は拠点回収とする）の回収とした場合…助成額10,000円	環境局減量リサイクル推進課 322-5344

■お問い合わせ先一覧■

市役所（代表番号） 電話：331-8181

区役所（まちづくり課、まちづくり推進課、まちづくり支援課、子育て支援係）
（各区役所代表番号）

東灘区役所 電話：078-841-4131

灘区役所 電話：078-843-7001

中央区役所 電話：078-232-4411

兵庫区役所 電話：078-511-2111

北区役所 電話：078-593-1111

長田区役所 電話：078-579-2311

須磨区役所 電話：078-731-4341

垂水区役所 電話：078-708-5151

西区役所 電話：078-929-0001

区社会福祉協議会

各区役所内に事務所があります。お問い合わせ先は各区役所と同じです。

建設事務所

東部建設事務所（東灘区・灘区） 電話：078-854-2191

中部建設事務所（中央区・兵庫区） 電話：078-511-0515

北建設事務所（北区） 電話：078-981-5191

西部建設事務所（長田区・須磨区） 電話：078-742-2424

垂水建設事務所（垂水区） 電話：078-707-0234

西建設事務所（西区） 電話：078-912-3750

神戸市 市民参画推進局 地域力強化推進課
電話：078-322-6486 FAX：078-322-6115